

# ふくしの仕事 ガイドブック

知 っ て ほ し い 大 切 な 仕 事



社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会  
山 梨 県 福 祉 人 材 セ ン タ ー

# 目次

福祉人材センターの主な役割	2
---------------	---

## 求職登録の方法

求職者マイページの作成方法	4
介護福祉士等の介護関係資格をお持ちの方の届出方法	5
スマホによる登録	6
スカウトを利用する	7
求人情報の閲覧方法	8

## 福祉の仕事

福祉の仕事とは	10
介護(ケアワーク)系の仕事	12
保育系の仕事	13
相談・援助・調整(ソーシャルワーク)系の仕事	14
保健・医療系の仕事	15
栄養・調理系の仕事、経営・管理系の仕事	16
行政の相談機関の仕事	17
社会福祉協議会の仕事	18

## 福祉の主な職場

福祉の主な職場	20
---------	----

## 福祉の資格

介護福祉士	23
介護職員初任者研修	24
保育士・児童指導員	25
社会福祉士	26
社会福祉主事	27
精神保健福祉士	28
介護支援専門員	29
看護師・保健師	30
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	31
視能訓練士・公認心理師・臨床心理士	32
栄養士・管理栄養士・手話通訳士	33
福祉系の資格が取得できる県内の学校	34

## 就職ガイド

介護福祉士・社会福祉士貸付制度	36
介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度	37

■ 山梨県地域包括支援センター一覧	40
-------------------	----

■ 保健福祉事務所(保健所)・公共職業安定所(ハローワーク)	41
--------------------------------	----

人と人とのふれあい。

そこには、“やさしさ”や

“ぬくもり”がある。

笑顔があふれる、

それが福祉の仕事です。

福祉の仕事といっても、その分野は様々であり、主に高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、その他(誰もが地域で安心して暮らせるための支援等)があります。

必要になる資格や現場での経験も求められるなど、決して楽な仕事ではありませんが、福祉の仕事には人と人とのふれあいがあり、やさしさやぬくもりを感じることができる魅力ある仕事です。

# 福祉人材センターの主な役割

## 福祉人材センターとは？

福祉人材センターは、厚生労働大臣の許可を得て、福祉の仕事を目指す方に、無料で仕事に関する相談や求人情報の提供、就職のあっせんをします。また、福祉について理解を深めていただくための講座等を開催しています。

### 1 職業の紹介・就職の相談

求職の登録ができます。仕事の内容や資格取得方法など、仕事に就くまでの幅広い相談に応じます。

### 2 情報の提供

福祉の仕事に就くために必要な情報を提供します。  
登録された求人情報はインターネットでも閲覧できます。

### 3 福祉の就職総合フェアの開催

事業所の求人担当者との面談の場を提供します。

### 4 講習会の開催

#### 講習名

福祉の仕事セミナー／進路指導セミナー  
福祉のしごと就職講座

#### 対象

高校生／高校の教諭／一般・学生／社会福祉施設従事者等

### 5 研修会の開催

社会福祉事業に携わる方を対象とする各種研修会を開催します。

### 6 職場体験事業の実施

福祉の仕事に関心のある方などを対象に、実際に福祉施設で仕事の体験ができます。

## 求職登録の方法

### ● インターネットによる登録(パソコン、スマートフォン等で登録できます)

①求職者マイページの登録を行います。(登録方法はP4～7)

### ● 来所による登録(インターネットを利用しない方法)

山梨県福祉人材センター窓口にて求職票をお渡ししますので、記入してください。山梨県福祉人材センターで内容を確認後、代行入力いたします。

## 求職登録のメリット

メリット

1

### 紹介依頼

求人票を掲載している事業所への紹介を山梨県福祉人材センターに依頼できます。求人票についてもう少し詳しい情報が知りたい場合には、「紹介依頼」をご利用いただければ、該当の求人票の応募状況を山梨県福祉人材センターが確認し、紹介状を発行いたします。来所もしくはお電話でのご相談も受けつけています。

メリット

2

### 応募

「お仕事検索」で検索した求人に、インターネットから直接応募ができます。※応募後、数日経っても求人事業所より連絡がない場合は、山梨県福祉人材センターへご相談ください。

メリット

3

### マッチング

ネット登録の場合のみ、お仕事の希望条件を登録すると、条件に合った求人票をシステムが自動で検索します。

メリット

4

### お気に入り登録(ネット登録の場合)

興味のある求人情報を「お気に入り」登録することで、いつでも閲覧することが可能です。

メリット

5

### 求人情報誌

山梨県福祉人材センターで作成している求人情報誌を月1回郵送いたします。

メリット

6

### イベント情報など

山梨県福祉人材センターで開催する就職イベント等の新着情報を、いち早くお届けします。福祉人材センターでは、それぞれの地域で開催する就職フェアやセミナー等各種イベントや就職活動に役立つ最新情報を配信しています。

メリット

7

### スカウト

スカウト機能をご利用いただくことで、求人事業所からマイページ上で個別にスカウトを受けることができます。(スカウトをご希望の場合のみ)

メリット

8

### リクエスト

代行入力により登録した求職者の情報を県社会福祉協議会ホームページ上に公開することで、求人事業所から個別に面接のリクエストを受けることができる。(リクエストを希望する場合のみ)

初めて  
ご利用の方は  
こちら

## パソコンによる登録

### 求職者マイページの作成方法

1

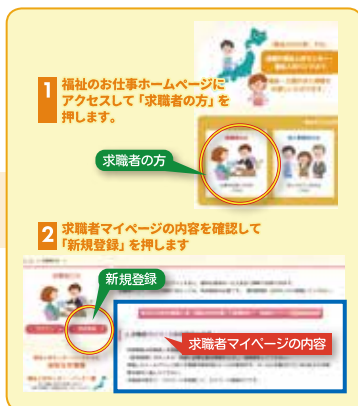
1 福祉のお仕事ホームページにアクセスして「求職者の方」を押します。

求職者の方

2 求職者マイページの内容を確認して「新規登録」を押します

新規登録

求職者マイページの内容



マイページ  
登録の方



内容を確認

2

マイページ申請

3 メールアドレスを入力して「メールアドレスを設定する」を押します。

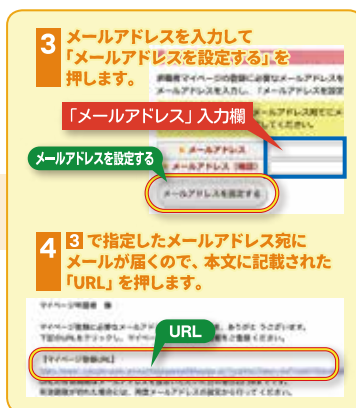
メールアドレスを設定する

メールアドレスを入力欄

メールアドレスを設定する

4 ③で指定したメールアドレス宛にメールが届くので、本文に記載された「URL」を押します。

URL



3

5 利用者情報を入力して「入力内容を確認する」を押します。

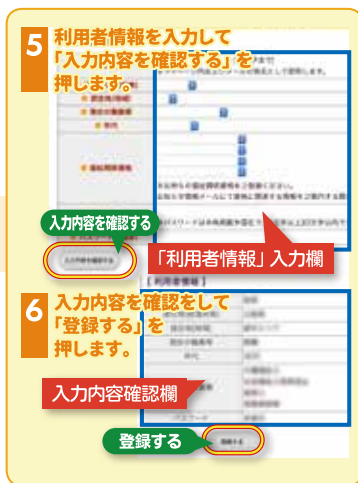
入力内容を確認する

「利用者情報」入力欄

6 入力内容を確認をして「登録する」を押します。

入力内容確認欄

登録する



マイページ登録

求 職 票 の 登 録

介護資格を  
お持ちの方は  
こちら

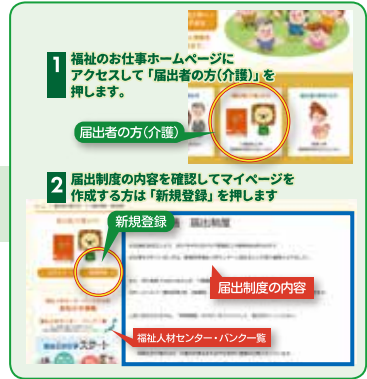
## 介護福祉士等の介護関係資格をお持ちの方の届出方法



届出者  
(介護)の方

1

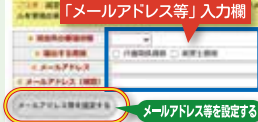
内容を確認



2

マイページ申請

3 メールアドレス等を入力して「メールアドレス等を設定する」を押します。



4 指定したメールアドレス宛にメールが届くので、本文に記載された「URL」を押します。



3

マイページ登録

介護の資格を持っている方(対象資格)

介護福祉士 ※法律による努力義務  
介護職員初任者研修  
介護職員実務者研修  
旧ホームヘルパー養成研修1級  
旧ホームヘルパー養成研修2級  
旧介護職員基礎研修を修了された方

5 届出情報等を入力して「入力内容を確認する」を押します。



6 入力内容を確認して「登録する」を押します。



マイページから**求職票**をインターネットで**登録**することで以下のサービスがご利用いただけます。

**紹介依頼** 求人票を掲載している事業所への紹介を福祉人材センターに依頼できます。

**応募** マイページから求人事業所に直接応募できます。

**スカウト(登録方法P7)** スカウト機能の利用で求人事業所からマイページ上で個別にスカウトを受けられます。

(登録方法はP6)

## スマホによる登録

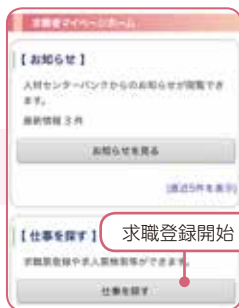
### 求職票の登録

マイページ  
登録の方

届出者  
(介護)の方



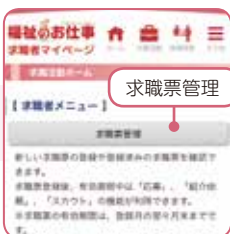
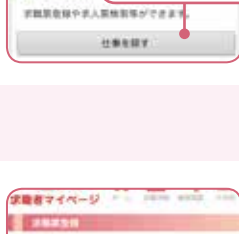
1



### 求職者マイページの登録を行う

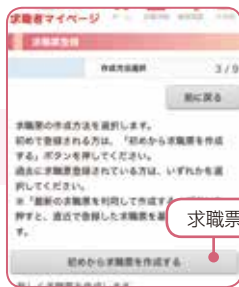
「仕事を探す」から求職票を登録します

2



求職票登録

3

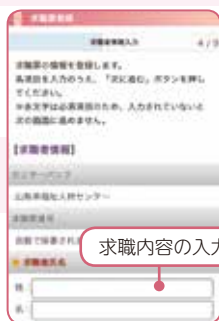


### 求職票を作成

「初めから求職票を作成する」から登録開始

4

職種や地域・働き方など求職の希望条件を入力します



求職内容の入力

5

### 登録完了!

事業所からスカウトを受ける為に…

スカウト登録へ

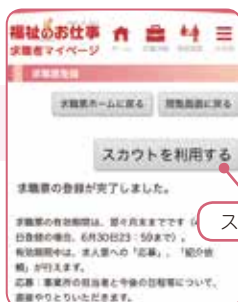




## スカウトを利用する



1



### スカウト利用登録を行う

求人票登録完了の画面からスカウトの利用登録を開始

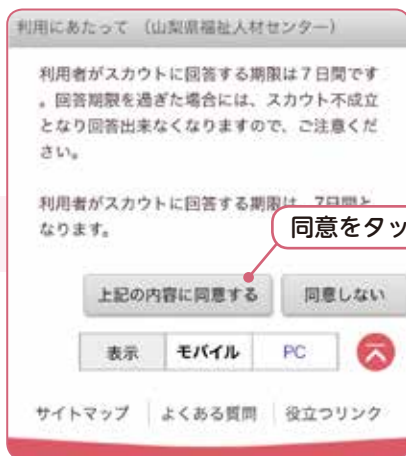
スカウトを利用する

2

スカウトサービス利用規約を確認し"同意"して頂きます



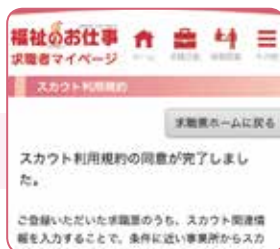
3



同意をタッチする

4

スカウトが届いたら内容を確認し7日以内に回答をしてください



気になる事業所等があれば  
福祉人材センターへお問い合わせ下さい

# 求人情報の閲覧方法

閲覧方法  
1

福祉のお仕事HPの「お仕事検索・応募」をクリックします。

お仕事検索・応募



閲覧方法  
2

「ご希望の勤務地」を設定(必須)し、その他、分野や職種のご希望があれば設定し検索を行います。

【基本検索】 検索条件を入力してください。 (検索) 検索のルール

ご希望の勤務地	山梨県	
ご希望の分野	<input type="checkbox"/> 高齢者福祉	<input type="checkbox"/> 高齢者【介護保険施設以外】
	<input type="checkbox"/> 高齢者【介護保険施設】	<input type="checkbox"/> 障害者【主に知的】
	<input type="checkbox"/> 障害者福祉	<input type="checkbox"/> 障害者【主に身体】
	<input type="checkbox"/> 障害者【主に精神】	<input type="checkbox"/> 障害者【主に知的】
児童福祉	<input type="checkbox"/> 児童【保育所】	<input type="checkbox"/> 児童【保育所以外】
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他福祉
	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会	<input type="checkbox"/> 行政【相談所】
介護系	<input type="checkbox"/> 介護職	<input type="checkbox"/> ホームヘルパー
	<input type="checkbox"/> ユニットリーダー	<input type="checkbox"/> 介護補助【介護助手】
	<input type="checkbox"/> サービス提供責任者	
保育系	<input type="checkbox"/> 保育士	<input type="checkbox"/> 保育補助

閲覧方法  
3

条件に合った求人票の一覧が出てきます。より細かい内容を閲覧したい場合には「詳細をみる」をクリックします。

なお、各求人票の資格要件などは求人票一覧右上のアイコンで確認できます。

※求人票に対しての紹介状の発行や応募をご希望の場合は、求職登録が必要となります。求職登録の方法についてはP4~5をご参照ください。

下記アイコン画像参照



# 福祉の仕事って？

ここで紹介する職種は一例です。施設によっては若干内容が異なる場合があります。また、国で定められた基準により資格が必要な職種、必要でない職種がありますが、必要でない職種でも施設によっては資格を求められる場合があります。

## 福祉の仕事とは？

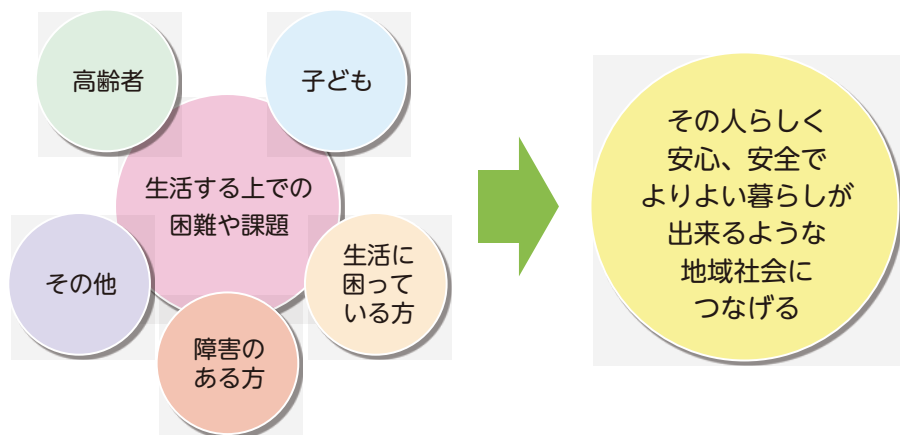
地域の人たちが安心・安全で、豊かに暮らしていくためのサポートをする仕事です。

福祉というと、高齢者や障害のある方の介護や、病気などで毎日の生活に困っている人を助けるといった様子を思い浮かべるのではないのでしょうか。

程度の違いはあっても人が生きていく上では、様々な困難や課題に出会うことがあります。そして、時には自分一人だけでは解決できない場合もあります。心身に不自由があったり、家やお金がなかったりするなどで、生活に困るという状況にある時には、その人に寄り添って、その人が抱えている困難や課題を解決するために支えていくことが福祉にとって重要な仕事になります。そして、それ以外にも、誰もが住み慣れた地域でその人らしく「安心・安全」に、よりよい暮らしができるようにサポートすることも福祉の大切な仕事になっています。

### 福祉の仕事

利用者の自立に向け必要なサービスを提供



## 具体的にどんな仕事がありますか？

### 保育や介護をはじめ、大きく9つの仕事があります。

福祉の仕事は、ものをつくったり売ったりするのは違い、「人」を相手にその人が必要とする福祉サービスを提供する仕事です。対象となる「人」は、高齢者、障害のある方、子ども、その他生活に困っている方など様々で、これらの人々をサポートする仕事は、大きく9つに分かれています。

#### ●介護(ケアワーク)の仕事

高齢者や障害のある方の生活をサポートする

#### ●保育の仕事

保護者とともに子どもたちを守り、育てる子育てのパートナー

#### ●相談・援助・調整の仕事

一人ひとりの悩みを聞き、課題解決にむけて計画をつくり実行する

#### ●看護・保健・医療の仕事

からだやこころの悩みの回復をお手伝いする

#### ●リハビリの仕事

こころとからだの機能回復を通して社会復帰をサポートする

#### ●栄養・調理の仕事

食事を通して健康で豊かな生活をサポートする

#### ●運営・管理の仕事

施設をまとめ運営・管理していく縁の下のちからもち

#### ●行政の相談所の職員

福祉の相談窓口として地域の人々の暮らしをサポートする

#### ●市区町村社会福祉協議会の職員

みんなが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を推進する

サービスの対象	仕事								
高齢者	介護 (ケアワーク)		相談・援助・調整	看護・保健・医療	リハビリ テーション	栄養・調理	運営・管理	行政の相談所の職員	市区町村 社会福祉協議会の職員
障害のある方		保育							
子ども									
生活に困っている人 ・低所得者 ・ひとり親家庭 ・その他									

## ● 介護《ケアワーク》系の仕事

### 仕事の内容

利用者の生活に必要な介護を行うのが主な仕事です。施設の中であれば介護職員、利用者の自宅で介護を行う人はホームヘルパーなどと呼ばれます。

### 介護職員

高齢者や障害者の食事や入浴、排せつ、着替え、移動など生活の全般にわたり必要な援助を行います。

【主な職場】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設  
デイサービスセンターなど

### 訪問介護員(ホームヘルパー)

利用者の家庭に訪問し、介護や家事の援助を行います。

【主な職場】 訪問介護事業所、障害福祉サービス事業所など



### 特別養護老人ホーム

#### 介護職員の場合(日勤)

- 8:30 出勤
- 9:00 朝礼・申し送り
- 9:15 入浴介助・シーツ交換・清掃
- 11:00 排泄介助
- 11:50 昼食準備・食事介助
- 12:30 職員昼食
- 13:30 クラブ活動・リハビリ
- 15:30 各担当者とのケース会議
- 16:00 排泄介助
- 16:30 生活記録の記入
- 17:15 申し送り・夕食準備
- 17:30 退勤

#### 介護職員の場合(夜勤)

- 17:15 出勤
- 17:30 申し送り・夕食準備
- 18:00 食事介助・洗面介助・  
就寝介助・排泄介助
- 20:30 清掃
- 21:00 巡視・就寝の確認
- 22:00 排泄介助
- 0:00 排泄介助・就寝の確認
- 2:00 見回り
- 4:00 見回り
- 6:30 起床・排泄介助・洗面介助
- 7:45 朝食準備・食事介助
- 9:00 申し送り
- 10:00 勤務終了・退勤

### 各職種の関係資格

介護福祉士(→P23参照) 介護職員初任者研修(→P24参照)

## ● 保育系の仕事

### 保育士

子どもの保育・療育を仕事として、子どもたちと直接かわるのが保育士です。色々な児童福祉施設で働いていて、仕事の内容は勤める施設によって異なります。保育所では基本的な生活習慣の習得や、遊び等を通し豊かな人間性を育てることを目指します。

また、保護者への育児に関するアドバイスや保育所施設などを解放した地域の子育て支援事業にも専門的な見地から支援を行います。

**【主な職場】** 保育所、児童養護施設、乳児院  
知的障害児施設、肢体不自由児施設  
心身障害児施設など

### 保育士の場合(日勤)

- 8:15 出勤
- 8:30 園児登園
- 9:00 園庭で子どもと遊ぶ
- 11:00 教室で折り紙
- 11:40 給食(昼食)
- 12:30 午睡
- 12:45 日誌の記入・職員会議
- 14:30 子どもを起こす・おやつ
- 16:00 紙芝居などで子どもと遊ぶ
- 16:30 引き継ぎ
- 17:00 勤務終了

### 児童指導員

家庭の事情や障害などにより児童福祉施設で生活する子どもに、親に代わって自立の援助・指導を行います。保育士同様、子どもの直接のケアを行うとともに、連絡調整や家庭支援なども行います。

**【主な職場】** 児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設  
乳児院など

### 児童指導員の場合

- 7:00 出勤 宿直していたスタッフから引継の後、朝食の準備
  - 8:00 登校準備 子どもたちの登校準備を支援
  - 8:30 掃除・洗濯
  - 11:00 休憩 子どもたちが不在の時間帯に少し長めの休憩をとる
  - 15:00 下校 学校から帰ってくるのを出迎え
  - 15:30 おやつ、レクリエーション
  - 17:00 宿題のサポート
  - 18:30 夕食
  - 19:00 勤務終了 宿直を行うスタッフに引継
- ※児童指導員の1日の過ごし方は、勤務する施設によってだいぶ異なります。

### 各職種の関係資格

保育士(→P25参照) 児童指導員(→P25参照)



## ● 相談・援助・調整《ソーシャルワーク》系の仕事

利用者の生活全般にわたる相談に応じ、環境への働きかけや調整を行います。各分野でさまざまな専門性をもって働いており、ソーシャルワーカーと総称されることもあります。

### 生活相談員・生活支援員・生活指導員

高齢者福祉施設や障害者福祉施設、保護施設等で働いています。利用者の入退所の相談や手続き、支援計画の立案、生活相談や家族との連絡調整などが主な業務です。

### 福祉事務所職員

都道府県や市町村に設置される福祉事務所の職員です。生活保護や児童福祉、障害者福祉の保護・育成・更生など福祉全般にかかわる相談・援助、地域住民の福祉ニーズや資源（サービス）の把握なども行います。

### 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険制度において、介護の必要高齢者等に、介護サービス計画を作成してケアマネジメントを行います。居宅介護支援事業所や介護保険施設などで働いています。

### 職業指導員・作業指導員

児童福祉施設、身体障害者施設、知的障害者の授産施設・更生施設等で、利用者が職業的自立を果たすために必要な技術の指導や、作業指導を行います。

### 福祉活動専門員・福祉活動指導員

市区町村や都道府県にそれぞれある社会福祉協議会で、民間の社会福祉活動の推進方策について、調査や研究、企画立案、広報、指導などを行います。

## 障害者支援施設

### 生活支援員の場合（日勤）

- 8:30 出勤
- 8:40 朝礼・報告・連絡事項の確認
- 9:00 清掃
- 9:30 作業指導、作業介助
- 11:25 片づけ
- 11:35 昼食準備
- 12:00 昼食
- 12:30 昼休み
- 13:30 散歩、リハビリ
- 14:45 おやつ配り
- 15:00 入浴介助
- 17:00 夜勤者への引き継ぎ
- 17:15 勤務終了・退勤

### 作業指導員の場合（日勤）

- 8:30 出勤
- 9:00 朝礼・報告・連絡事項の確認
- 9:25 作業指導
- 12:00 昼休み
- 13:00 作業指導・事務処理・ケース記録の記入
- 15:45 班長・連絡係とミーティング
- 16:15 作業指導
- 16:35 後片付け
- 16:55 作業課の日報の記入・明日の作業準備
- 17:15 勤務終了・退勤



### 各職種の関係資格

社会福祉士（→P26参照） 社会福祉主事（→P27参照） 精神保健福祉士（→P28参照）  
介護支援専門員（→P29参照）



## ● 保健・医療系の仕事

### 看護師・准看護師、保健師

看護師は医師の診療の補助など、保健師は地域住民の健康管理や保健指導などを行います。病院や保健所で働いているほか、訪問看護や訪問指導などの、地域での活躍も広がっています。

### 理学療法士

身体に障害を持つ方に対し、運動療法、温熱電気などを使った物理療法を行い、日常生活を送るうえでの基本的な動作能力の回復を図るための援助を行います。

### 作業療法士

工作や手芸などの作業を通じ、身体や精神に障害のある人の心身の機能の回復や、社会復帰に必要な適応能力の回復を図ります。

### 言語聴覚士

言葉のコミュニケーションにかかわる音声機能や言語機能、聴覚に障害がある人に、その機能の維持・向上を図るため、言語訓練などを行います。

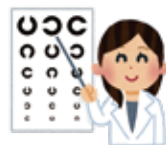
**【主な職場】** 病院、デイサービスセンター、リハビリテーションセンター  
 デイケアセンター、訪問リハビリテーション事業所  
 肢体不自由児施設、身体障害者更生施設  
 介護老人保健施設など

### 各職種の関係資格

看護師・准看護師(→P30参照) 保健師(→P30参照)  
 理学療法士(→P31参照) 作業療法士(→P31参照)  
 言語聴覚士(→P31参照) 視能訓練士(→P32参照)  
 公認心理師(→P32参照) 臨床心理士(→P32参照)

### 視能訓練士

視力の機能に障害がある人に、目の検査や矯正訓練を行い、その機能回復を図ります。



### 義肢装具士

何らかの障害で失った手足の機能を代替する義肢や装具の製作・適合のための援助を行います。義肢の製作所や病院、リハビリテーションセンターなどで働いています。

### 公認心理師

心理学に関する専門的知識や技術をもって、心の問題を抱える人に対して相談や助言、指導その他の援助などを行います。

### 臨床心理士

心の悩みや問題について、心理学の技法を使って心理療法を行います。病院、精神保健福祉センター、デイケアセンター、児童相談所などで働いています。



## ● 栄養・調理系の仕事

### 栄養士・管理栄養士

栄養バランスのとれた献立を作成する食事管理など、栄養指導を通して健康保持・増進、疾病の予防、疾病をもつ人への治療を支えます。管理栄養士はより専門的な知識が必要な業務を行います。

### 調理師

福祉施設内などで調理の業務にあたります。栄養士と協力しながら、個々の利用者の状況に合わせた食事づくりをするのも社会福祉施設や病院における調理師の仕事の特徴です。

### 各職種の関係資格

栄養士・管理栄養士(→P33参照)



## ● 経営・管理系の仕事

### 事務・経理職員

施設や事業所の経理・庶務全般を行います。福祉の基礎知識をもっていることや、簿記・パソコンができることが望ましいでしょう。

### 施設長

施設の経営・管理を行います。施設によっては社会福祉主事などの任用資格が必要なこともあります。

### 各職種の関係資格

社会福祉主事(→P27参照)



## ● 行政の相談機関の仕事

### 福祉事務所

#### <職場と仕事の内容>

福祉事務所は国や地方自治体が行う社会福祉サービスについての第一線の相談機関です。市区町村と都道府県が設置主体となり、市及び郡部に置かれています。

生活保護、高齢者、児童、母子、身体障害、知的障害などに関する福祉サービスの相談に応じるほか、分野によってはサービス利用開始の決定、調整などを行います。

福祉事務所には、相談員、現業員、老人福祉指導主事、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司、査察指導員などが置かれています。

#### <資格>

まず公務員試験に合格し、地方公務員になる必要があります。一般の公務員としての異動等もあり、必ず配属されるわけではありません。

また、相談員、現業員、老人福祉指導主事、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司、査察指導員等について、それぞれ任用要件が定められています。

### 児童相談所

#### <職場と仕事の内容>

児童相談所は、児童の養育、保護、育成などについての相談にあたる第一線の相談・判定機関です。都道府県や政令指定市が設置主体となり全国に設置されています。

福祉事務所、児童福祉施設、学校、児童委員などと連携し、要保護児童の判定、一時保護、施設入所の決定などを行います。

児童相談所には、児童福祉司、相談員、査察指導員、心理判定員、医師等が配置されています。

#### <資格>

まず公務員試験に合格し、地方公務員になる必要があります。一般の公務員としての異動等もあり、必ず配属されるわけではありません。

また、児童福祉司、相談員、査察指導員、心理判定員等について、それぞれ任用要件が定められています。

### 身体障害者・知的障害者更生相談所

#### <職場と仕事の内容>

都道府県・政令指定都市が設置主体となり、都道府県・政令指定都市に設置されています。

障害者本人や家族からの相談に応じ、専門的な判定、指導、社会福祉施設の入所の調整、判定などを行います。

身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員等が配置されています。

#### <資格>

まず公務員試験に合格し、地方公務員になる必要があります。一般の公務員としての異動等もあり、必ず配属されるわけではありません。

また、身体障害者福祉司、心理判定員等について、それぞれ任用要件が定められています。



### 女性相談所

#### <職場と仕事の内容>

都道府県が設置主体となり、設置されています。暴力被害やその他の理由により保護を要する婦人のために、各種相談、調査、判定や、一時保護などの措置、就労、社会福祉施設等の活用の支援等を行います。

相談員、心理判定員等が配置されています。

#### <資格>

まず公務員試験に合格し、地方公務員になる必要があります。一般の公務員としての異動等もあり、必ず配属されるわけではありません。

また、相談員、心理判定員等について、それぞれ任用要件が定められています。



## ● 社会福祉協議会の仕事

社会福祉協議会職員は、社会福祉協議会が行う多様な事業に合わせて、さまざまな職種で構成されています。

**福祉活動専門員、ボランティアコーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、地域福祉活動コーディネーター**

### <職場と仕事の内容>

地域社会で暮らしていくうえで人々に共通の生活課題、福祉課題に地域社会自らが組織的に取り組み、解決に結びつけていく過程を支援する専門職員で、地域住民からのさまざまな相談や、調査活動によって地域の福祉課題を把握し、課題解決に向けての広報や組織活動、ボランティア活動など住民の主体的な福祉活動の支援、新たな福祉サービスの企画・実施と評価など、その仕事は多岐にわたる「福祉のまちづくり」の推進役です。

「福祉活動専門員」と呼ばれる場合もあります。



### 各職種の関係資格

社会福祉士(→P26参照) 社会福祉主事(→P27参照)

### 在宅福祉サービスの介護職員や相談援助職員

### <職場と仕事の内容>

在宅の高齢者や障害者を訪問して、直接サービスを提供するホームヘルプサービスや入浴サービス、昼間に在宅の高齢者や障害者を受け入れて、入浴やレクリエーション、リハビリテーションなどのサービスを提供するデイサービス、在宅介護サービスのコーディネーターや家族への介護指導を行う在宅介護支援センター、在宅で医療的なケアが必要な高齢者や障害者を訪問して看護を行う訪問看護ステーションなどがあり、部門・職種によって必要な資格が異なります。

### 各職種の関係資格

#### 訪問介護員(ホームヘルパー)の場合

介護福祉士(→P23参照)

訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修2級修了 介護職員初任者研修(→P24参照)

#### 相談員(ソーシャルワーカー)の場合

社会福祉士(→P26参照) 社会福祉主事(→P27参照)

#### 看護職の場合

看護師(→P30参照) 保健師(→P30参照)



### 事務職員

### <職場と仕事の内容>

経理・事務などにあたる事務職は、直接サービス提供にあたることはありませんが、社会福祉協議会運営上不可欠な職種です。

**採用基準は特に定められていませんが、簿記やパソコン操作などの実務的な素養を求める求人が多くなっています。**

# 福祉の主な職場

## 高齢者福祉施設

- 1 養護老人ホーム（一般）**  
 65歳以上のものであって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設
- 2 軽費老人ホーム（A型）**  
 無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する施設であって、高齢等のため独立して生活するには不安が認められるものを入所させる施設
- 3 軽費老人ホーム（ケアハウス）**  
 無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する施設であって、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であり、かつ家族による援助を受けることが困難なものを入所させる施設
- 4 認知症対応型デイサービス**  
 認知症の要介護者等に通って貰い、入浴、食事の提供とその介助、日常生活の世話と機能訓練を日帰りして提供する施設
- 5 小規模多機能型居宅介護事業所**  
 在宅の要介護者の機能や希望等に応じて、通い（デイサービス）を中心として、訪問（訪問介護）や泊まり（ショートステイ）を組み合わせてサービスを提供する施設
- 6 認知症対応型共同生活介護施設**  
 在宅の安定状態にある認知症の要介護者に対して共同生活の中で入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する施設
- 7 特別養護老人ホーム（地域密着型）**  
 市町村長の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、地域密着型サービス計画に基づいて入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設（入所定員が29人以下であるものに限る。）
- 8 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）**  
 都道府県知事の指定を受けた入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設（入所定員が30人以上であるものに限る。）
- 9 老人短期入所施設**  
 在宅の要支援者を短期間入所させて、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活の世話や機能訓練を行う施設
- 10 介護予防訪問介護事業所**  
 居宅の要支援者に対して、介護福祉士等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行う事業所
- 11 介護予防訪問入浴介護事業所**  
 居宅の要支援者に対して、介護予防を目的として、介護福祉士等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話を行う事業所
- 12 老人デイサービスセンター**  
 在宅の要介護者に通ってもらい、入浴、食事の提供とその介助、日常生活の世話と機能訓練を提供する
- 13 通所リハビリテーション**  
 介護老人保健施設、病院、診療所に通って受ける心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行う
- 14 在宅介護支援センター**  
 在宅の寝たきり高齢者等の介護者に対し、在宅介護に対する総合的な相談に応じるとともに、各種の保険、福祉サービスが受けられるよう市町村等各関係機関などとの連絡調整を行う

- 15 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）**  
 老人を入所させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活に必要な便宜を供与する施設
- 16 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅であるもの）**  
 老人を入所させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活に必要な便宜を供与する施設
- 17 介護老人保健施設**  
 介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設
- 18 介護予防支援事業所**  
 居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを適切に利用するための介護予防サービス計画等の作成、介護予防サービス提供確保のための事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行う事業所
- 19 看護小規模多機能型居宅介護事業所**  
 利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心に短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」（介護）に加えて、看護師などによる「訪問」（看護）も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、介護と看護の一体的なサービスの提供を受けることができます
- 20 介護療養型医療施設**  
 病状が安定している要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や機能回復訓練などの医療を行う施設
- 21 介護医療院**  
 要介護者であって、主として長期に渡り療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

## 障害者福祉施設

- 1 障害者支援施設**  
 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う施設
- 2 地域活動支援センター**  
 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設
- 3 福祉ホーム**  
 住居を必要としている人に低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う施設
- 4 短期入所（ショートステイ）事業所**  
 自宅で介護する人が病気などで介護することが困難となった場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活の世話を行う施設
- 5 共同生活援助事業所（グループホーム）**  
 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う施設
- 6 自立訓練事業所（機能訓練）**  
 身体障害を有する障害者に対して行われる、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談、助言その他の必要な支援を行う施設
- 7 自立訓練事業所（生活訓練）**  
 知的障害又は精神障害を有する障害者に対して行われる、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他の必要な支援を行う施設
- 8 就労移行支援事業所**  
 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う施設

- 9 就労継続支援A型事業所  
一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う施設
- 10 就労継続支援B型事業所  
一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結ばない就労及び生産活動の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う施設
- 11 介護療養型医療施設  
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う施設
- 12 生活介護事業所  
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する施設
- 13 盲人ホーム  
あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許を持つ視覚障害者で、自営し又は雇用されることが困難な人が利用し、必要な技術の指導を受ける施設
- 14 補装具製作施設  
無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設
- 15 視聴覚障害者情報提供施設  
視聴覚障害者のために、無料又は低額な料金で、点字刊行物や視聴覚障害者用の録画物などを製作し、又は貸出などの情報提供を行う施設

- 11 児童自立支援施設  
不良行為を行い又は行うおそれのある児童及び、家庭環境その他の家庭環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所又は通所させ、自立を支援することを目的とする施設
- 12 児童館・児童センター  
児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設
- 13 児童発達支援事業所  
未就学の障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う施設
- 14 放課後等デイサービス事業所  
就学している障害のある児童が、授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う施設
- 15 保育所等訪問支援事業所  
保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行う事業所
- 16 幼保連携型認定こども園  
教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設

## 児童福祉施設

- 1 助産施設  
保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる施設
- 2 乳児院  
様々な事情によって、家庭で教育を受けることのできない乳児が入院し、教育を受ける施設
- 3 母子生活支援施設  
配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及び監護すべき児童を入所させて保護する施設
- 4 保育所  
保育を必要とする乳児又は幼児を保育する施設
- 5 へき地保育所  
へき地において保育を必要とする乳児又は幼児を保育する施設
- 6 児童養護施設  
保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(乳児を除く)を入所させて養護する施設
- 7 福祉型障害児入所施設  
障害児が入所し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とする施設
- 8 医療型障害児入所施設  
障害児が入所し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設
- 9 福祉型児童発達支援センター  
障害児が通い、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を受けるための地域の中核的な療育支援施設
- 10 医療型児童発達支援センター  
障害児が通い、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団訓練及び治療を受けるための地域の中核的な療育施設

## 生活保護施設

- 1 救護施設  
心身に著しい障害があるため日常生活を送ることができない者が入所し、生活全般の支援を受ける施設

## 婦人保護施設

- 1 婦人保護施設  
売春問題・家庭内の紛争・離婚問題・配偶者からの暴力問題等の悩みを抱える女性のために相談・指導・保護等を行い、自立更生を支援する施設

## 母子・父子福祉施設

- 1 母子・父子福祉センター  
無料又は低額な料金で母子・父子家庭に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業を行う等、母子・父子家庭の福祉のための便宜を与える施設

## その他福祉施設等

- 1 更生保護施設  
刑事処分による身体の拘束を解かれた者で、近親者の援助などが受けられないとき、必要な訓練等の継続保護を行い、更生を助ける施設
- 2 山梨県ボランティアセンター  
ボランティア・NPOの活動の拠点、又は活動に関する相談・支援を行う施設
- 3 市区町村社会福祉協議会  
社会福祉についての関心と理解を得るための啓発、又は調査、連絡調整、在宅福祉サービスなどを行い、地域福祉を推進する団体

# どんな資格があるの？

資格には、国家資格、公的資格、任用資格、民間資格があります。その取得方法もさまざまです。

## 国家資格

国又は国が委託した団体が試験を実施します。資格がないと職務に就くことができない職種もあります。

## 公的資格

厚生労働省などの省庁が認定している資格です。財団法人、社団法人、地方自治体などが主体となり試験などを行います。

## 任用資格

地方自治体などで一定の職務につくために、国が定めた基準です。試験などはなく、大学・短大・専門学校等を卒業することで資格を取得することができます。

## 民間資格

財団法人、社団法人、民間企業などが、業界のレベルアップをめざし、基準として定めている資格です。※一部有名無実の資格もあり見極めが必要です。



# 介護福祉士 国家資格

専門的な知識や技術により、介護を必要とするお年寄り、障害がある人に対して、心身の状況に応じた介護を行います。また、家族への助言なども大切な役割となります。

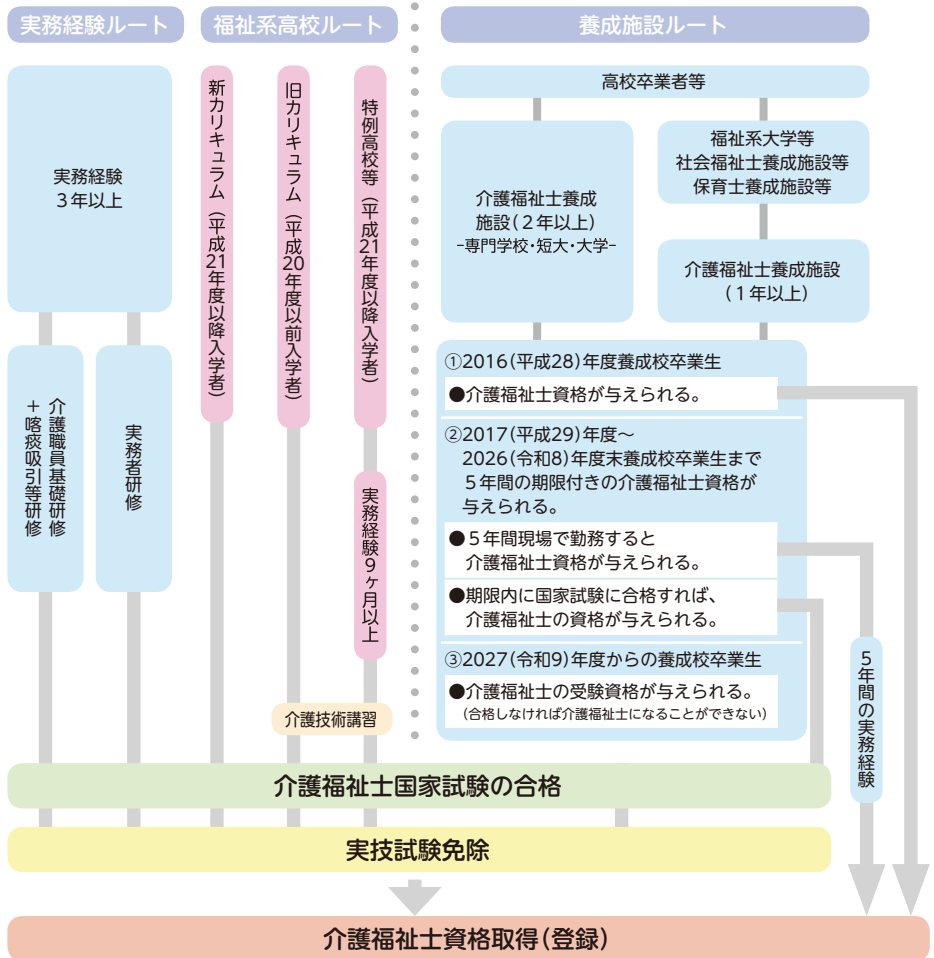
お問い合わせ先

財団法人 社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル内

TEL 03(3486)7521 (URL) <http://www.sssc.or.jp>

福祉の資格



※変更等がありえますので、最新情報は上記の問い合わせ先ホームページ等で確認してください。


# 介護職員初任者研修 公的資格

在宅・施設を問わず、介護職として働く上で基本となる知識・技術を修得する研修です。規定の時間の研修を積むことで修了証が交付されます。

課 程	時 間	受講対象者	概 要
介護職員初任者研修課程	130時間 講義と演習を 一体して実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護事業に従事しようとする者</li> <li>在宅・施設を問わず、介護の業務に従事しようとする者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士課程への連続性を考慮し、「こころとからだのしくみと生活支援技術」として演習による介護技術を修得する時間を大幅に確保</li> <li>地域包括ケアシステムにおけるチームケアの提供を推進していくため、「医療との連携」に係る時間を確保</li> <li>今後の認知症高齢者の増加を見込んで、「認知症の理解」に関する科目を追加</li> <li>「職務の理解」や「振り返り」の科目において、実習（職場見学等）により、実際の介護現場の体験等を実施</li> </ul>

※既に「訪問介護に関する2級課程」（ヘルパー 2級）を修了している者は、「介護職員初任者研修課程」の修了者とみなされます。

## 「介護職員初任者研修課程」カリキュラム

科目名	時 間	備 考	
1. 職務の理解	6時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>講義と演習を一体で実施すること。必要に応じて施設の見学等の実習を活用すること。</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>講義と演習を一体で実施すること。</li> </ul>	
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間		
3. 介護の基本	6時間		
4. 介護・福祉サービスの理解と医療の連携	9時間		
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6時間		
6. 老化の理解	6時間		
7. 認知症の理解	6時間		
8. 障害の理解	3時間		
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	75時間		<ul style="list-style-type: none"> <li>講義と演習を一体で実施すること。</li> <li>介護に必要な基礎的知識の確認及び生活支援技術の習得状況の確認を行うこと。</li> </ul>
10. 振り返り	4時間		<ul style="list-style-type: none"> <li>講義と演習を一体で実施すること。</li> <li>必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。</li> </ul>
合 計	130時間		

※上記とは別に、筆記試験による修了評価(1時間程度)を実施すること。

## 平成 31 年度介護職員初任者研修指定事業者一覧 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

帝京第三高等学校	(株) 日本教育クリエイト	山梨県立甲府城西高等学校
(株) ニチイ学館 (通学)	(株) 建築資料研究社	(株) NAK
(株) ニチイ学館 (通信)	(学) 伊藤学園 甲斐清和高等学校	(学) 大原学園
(学) 伊藤学園 優和福祉専門学校	(株) あっとけあ	ピコピコピコ (株)
山梨県立北杜高等学校	(一財) 山梨県母子寡婦福祉連合会	(株) サント
山梨県立富士北陵高等学校	(株) やさしい手甲府	
山梨県立笛吹高等学校	(有) グットケアー	

養成研修実施  
機関に関する  
お問い合わせ先

### 山梨県福祉保健部健康長寿推進課

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1県庁内

TEL 055(223) 1451

(URL) <http://www.pref.yamanashi.jp/chouju/index.html>

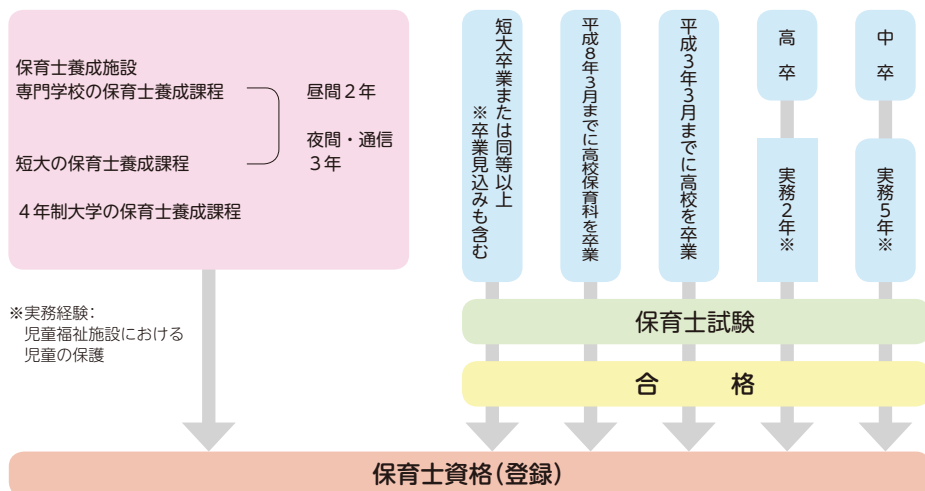
# 保育士 国家資格

保育所など児童福祉施設での保育業務や地域における子育てへの支援など、子どもたちの健やかな成長を支援するのに必要な資格です。

保育士になるには、保育士を養成する学校を卒業するか、保育士試験に合格することが必要です。

お問い合わせ先

社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター  
 〒171-8536 東京都豊島区高田3-19-10  
 フリーダイヤル 0120(4194)82  
 (URL) <http://www.hoyokyo.or.jp/>



福祉の資格

# 児童指導員 任用資格

家庭の事情などにより児童福祉施設で生活を送っている児童の保護者に代わって、健全な成長を指導します。

## ●児童指導員になる方法

資格要件は、いずれかに該当することが求められます。

- ①厚生労働大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校(※実際には指定は行われていません)か、その他の養成施設(秩父学園付属養成所他4カ所)を卒業した者
- ②大学の学部で、心理学、教育学または社会学を修めて卒業した者
- ③小学校、中学校または高等学校の教諭の資格をもつ者であって、厚生労働大臣または都道府県知事が適当と認定した者
- ④高等学校を卒業した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者
- ⑤3年以上の児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣または都道府県知事が適当と認定した者

# 社会福祉士 国家資格

社会福祉士は、医師や看護師などのようにその資格がなければ仕事ができないという資格の位置づけはされていませんが、お年寄りや障害のある人たち、またその介護をしている家族に対して、専門的知識や技術をもって適切な相談援助を行う専門家です。

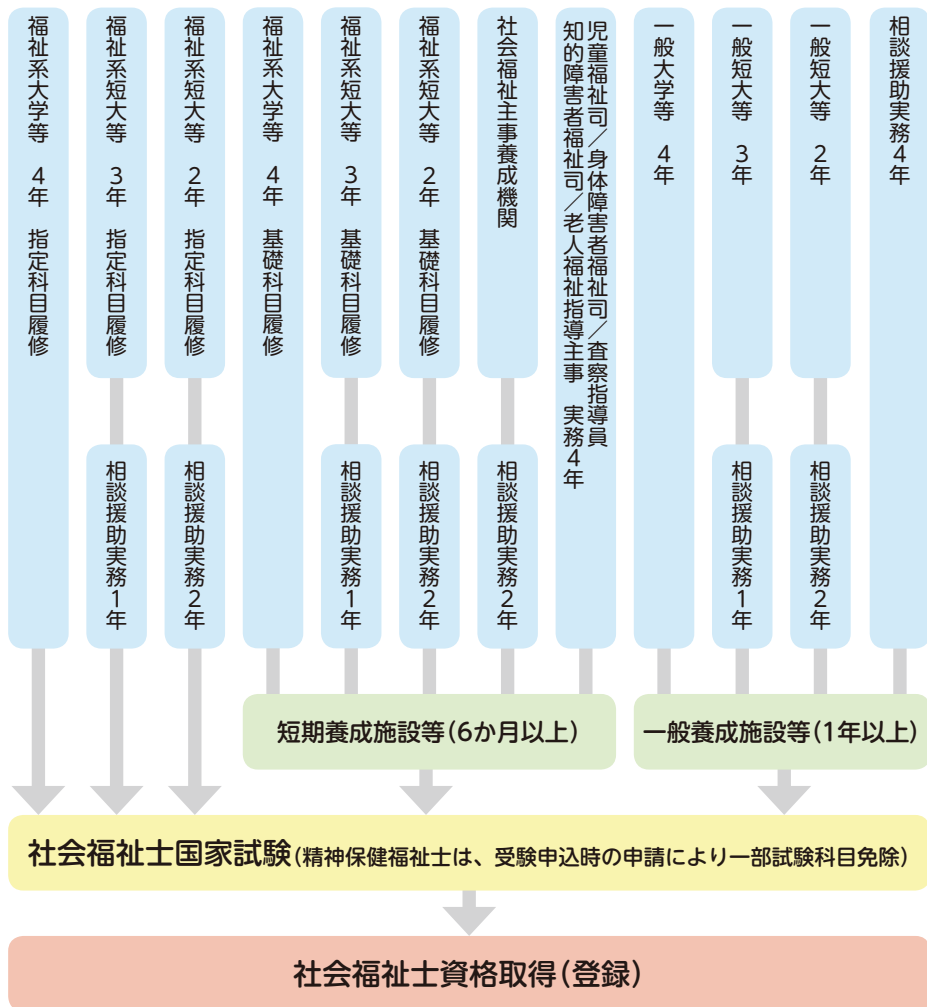
福祉の資格

お問い合わせ先

## 財団法人 社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル内

TEL 03(3486)7521 (URL) <http://www.sssc.or.jp>



# 社会福祉主事 任用資格

社会福祉法によると、都道府県、市区町村に置かれる福祉事務所の現業を行うのに必要とされる任用資格ですが、社会福祉の基礎科目を履修するため、社会福祉施設の生活相談員・生活指導員や社会福祉協議会の福祉活動専門員などの職員にも適用されています。

社会福祉主事は次の①から④までのいずれかの要件に該当することが必要です。

- ① 大学・短大で、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業する(専門学校の場合は適用になりません)
  - ② 厚生労働大臣の指定する養成期間、講習会の課程を修了する。
  - ③ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格する(この従事者試験は実際には行われません)
  - ④ 上記①から③に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者として厚生労働省令で定める者。
- ※なお、特に資格証明書があるわけではなく、履修証明書や成績証明書を持って証明することになります。

## 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目

下記の指定科目(34科目)のうち3科目以上となります。

社会福祉概論	社会福祉事業史	社会福祉援助技術論	社会福祉調査論
社会福祉施設経営論	社会福祉行政論	社会保障論	公的扶助論
児童福祉論	家庭福祉論	保育理論	身体障害者福祉論
知的障害者福祉論	精神障害者保健福祉論	老人福祉論	医療社会事業論
地域福祉論	法学	民法	行政法
経済学	社会政策	経済政策	心理学
社会学	教育学	倫理学	公衆衛生学
医学一般	リハビリテーション論	看護学	介護概論
栄養学	家政学		

## 社会福祉主事資格認定通信課程

受講資格：(公務員) 都道府県または市町村の職員で社会福祉事業に従事している者(国家公務員を含む)

(民間社会福祉従事者職員) 民間社会福祉事業(社会福祉法人その他の公益法人等が経営する社会福祉施設や団体等)に従事していること

実施機関：社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院

〒240-0197神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

TEL046-858-1355 URL <http://www.gakuin.gr.jp/>



# 精神保健福祉士 国家資格

精神障害者の保健や福祉についての専門知識・技術に基づき、精神障害者の社会復帰についての相談援助を行う専門の資格です。

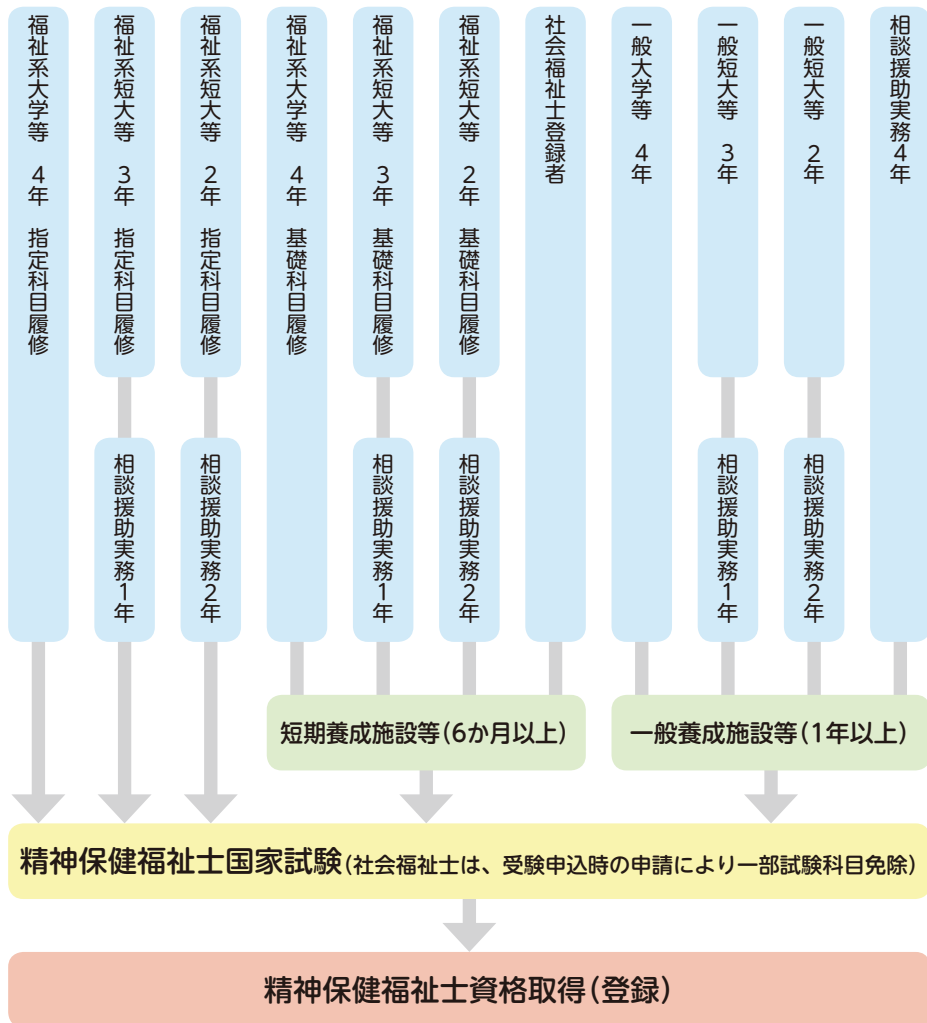
お問い合わせ先

財団法人 社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル内

TEL 03(3486)7521 (URL) <http://www.sssc.or.jp>

福祉の資格



# 介護支援専門員 (ケアマネジャー) 公的資格

介護を必要とする人の心身の状態に合わせた介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、居宅介護支援事業所、介護保険施設などと連絡調整を行い、実際に必要なサービスが受けられるようコーディネートする専門職です。

各都道府県が実施する介護支援専門員実務研修受講試験に合格した上で、介護支援専門員実務研修を受講することが必要となります。

お問い合わせ先

## 山梨県福祉保健部健康長寿推進課

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 県庁内

**TEL 055(223)1455**

(URL) <http://www.pref.yamanashi.jp/chouju/index.html>

## 山梨県社会福祉協議会

〒400-0005 甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ内

**TEL 055(254)9955**

(URL) <http://www.y-fukushi.or.jp/>



福祉の資格

①

※ 1 に示す国家資格を取得後、登録してからの業務が5年かつ900日以上

②

※ 2 に示す施設等において、法により必要とされる相談援助に従事した期間が5年かつ900日以上ある者

実務研修受講試験(各都道府県段階で実施)

実務研修(各都道府県段階で実施)

介護支援専門員(登録)

※1 [医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・栄養士(管理栄養士も含む)・義肢装具士・言語聴覚士・歯科衛生士・視能訓練士・柔道整復師・精神保健福祉士]のいずれかの国家資格者

※2 特定施設入居者生活介護施設生活相談員・地域密着型特定施設入居者生活介護施設生活相談員・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護施設生活相談員・介護老人福祉施設生活相談員・介護老人保健施設支援相談員・介護予防特定施設入居者生活介護施設生活相談員

# 看護師・保健師 国家資格



保健師は地域で暮らす住民が健康な生活を送れるように保健指導などを行います。  
 看護師は、病院等で医療活動を行うほか、福祉分野では、施設利用者などに対し健康管理を行い、施設内の衛生管理や感染症予防などの指導も担当します。

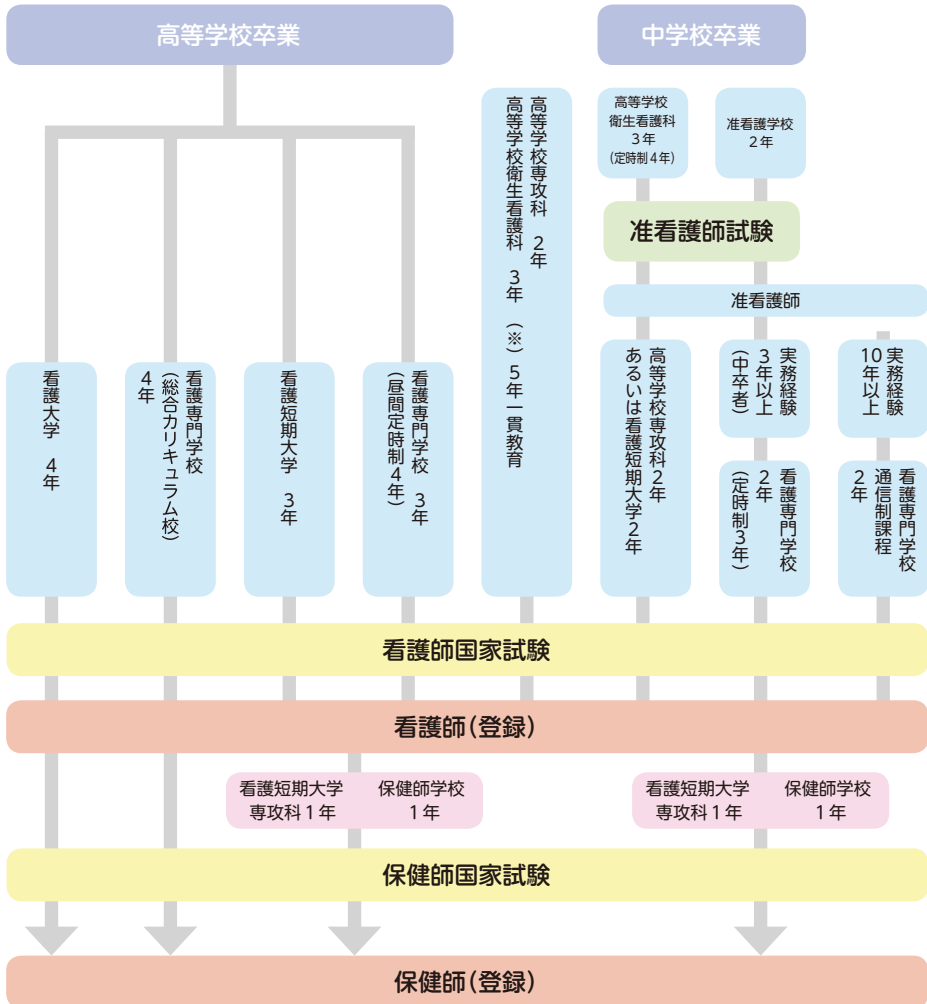
お問い合わせ先

厚生労働省医政局医事課 試験免許室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03(5253)1111 (URL) <http://www.mhlw.go.jp/>

福祉の資格





## 理学療法士 国家資格

理学療法士(PT/physical therapist)は、身体の機能に障害を持った方に、筋力を増強する運動療法、温熱・電気電気などを使った物理療法を中心に施し、日常生活を送るうえでの基本的な動作能力の回復を図ります。

### ●理学療法士になる方法

理学療法士は国家資格で、高校卒業後、理学療法士養成校において3年以上専門知識や技能を修得したのち、国家試験に合格することが必要です。養成校は、4年制の大学、3年制の短期大学と専門学校があります。

試験に  
関する  
照会先

厚生労働省医政局医事課 試験免許室  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
TEL 03(5253)1111

## 作業療法士 国家資格

作業療法士(OT/occupational therapist)は、身体の機能に障害を持った方に、工作や手芸などの作業、生活動作の訓練などを通じて、機能の回復や機能低下の予防を図ります。

### ●作業療法士になる方法

作業療法士は国家資格で、高校卒業後、作業療法士養成校において3年以上専門知識や技能を修得したのち、国家試験に合格することが必要です。養成校は、4年制の大学、3年制の短期大学と専門学校があります。

試験に  
関する  
照会先

厚生労働省医政局医事課 試験免許室  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
TEL 03(5253)1111

## 言語聴覚士 国家資格

言語聴覚士(ST/Speech-Language-Hearing Therapist)は、何らかの原因で言語障害や難聴、失語、言語未発達など言語・聴覚の障害を持った方に対し、専門的な訓練・指導を行い、機能回復や障害の軽減を図ります。

### ●言語聴覚士になる方法

言語聴覚士は国家資格で、高校卒業以後、大学、短期大学、専門学校、養成所などで言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したのち、国家試験を受験して合格することが必要です。

試験に  
関する  
照会先

財団法人 医療研修推進財団  
〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル7階  
TEL 03(3501)6515  
(URL) <http://www.pmet.or.jp/>

## 視能訓練士 国家資格

眼科医のもとで、機能回復のための視力、視野、色覚などの検査を行い、矯正訓練に従事します。

### ●視能訓練士になる方法

視能訓練士は厚生労働大臣が行う試験に合格しなければなりません。おもな受験資格は

- ①高校卒業後、文部科学大臣・厚生労働大臣の指定した養成所で、3年以上視能訓練士として必要な知識、技能を習得する
- ②大学や看護学校などの厚生労働省令で定める学校養成所で、2年以上修業し、厚生労働大臣の指定する科目を修業した後、文部科学大臣・厚生労働大臣の指定した養成所で、1年以上視能訓練士として必要な知識、技能を習得する

試験に  
関する  
照会先

厚生労働省医政局医事課 試験免許室  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
TEL 03(5253)1111

## 公認心理師 国家資格

公認心理師は国家資格です。心の問題を抱えている人およびその周囲の人に対して、相談、助言、援助を行います。心の健康についての知識や情報の発信提供を行います。

### ●公認心理師になる方法

公認心理師は厚生労働大臣が行う試験に合格しなければなりません。おもな受験資格は以下のいずれかとなります。

- ①A. 4年制大学で「指定の科目」履修、かつ、大学院で「指定の科目」を履修
- ②B. 4年制大学で「指定の科目」履修、卒業後「指定の施設」で2年以上の実務経験
- ③C. 外国の大学において心理に関する科目を修め、かつ、外国の大学院において心理に関する科目を修了

試験に  
関する  
照会先

一般財団法人 日本心理研修センター  
〒112-0006 東京都文京区日向4-5-16 ツインヒルズ茗荷谷10階  
TEL 03(6912)2655

## 臨床心理士 民間資格

臨床心理士は、心の悩みや問題を軽減したり解決するために、臨床的な心理学の技法を用いて心理療法を行う専門資格です。

心理に携わる専門職は、所属する職場によって心理相談員、心理カウンセラー、心理判定員などと呼ばれていますが、臨床心理士は、これらの専門職を日本臨床心理士資格認定協会が認定試験をもって認定する資格です。心理に携わる専門職は、病院、精神保健センターなどの医療機関や、児童相談所、少年鑑別所などの行政機関、企業の診療所などさまざまな場で活躍しており、ストレス社会と呼ばれる現代、ますます重要になっている職種です。

### ●臨床心理士になる方法

心理に携わる専門職になるには、大学の心理学系の学部・学科で学ぶことが必要です。

また、臨床心理士資格を取得するには、原則として4年制大学の心理学系の学部・学科で学び、大学院の心理学系コースを修了後1年以上の実務(臨床)経験を経て、臨床心理士認定試験を受験することが基本になります。

試験に  
関する  
照会先

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会  
〒113-0033 東京都文京区本郷2-40-14 山崎ビル7階  
TEL 03(3817)0020 (URL) <http://www.fjcbcp.or.jp/>

## 栄養士 国家資格

栄養士は、栄養バランスのとれた献立を作成する食事管理など栄養指導を通して、健康保持・増進、疾病の予防、疾病をもつ人にはその治療をすすめる専門職です。栄養士法に規定されている国家資格となっています。

### ●栄養士になる方法

栄養士になるには、厚生労働大臣の指定する栄養士養成校で所定の課程を履修し卒業することが必要です。栄養士養成校には、大学、短大、専門学校があります。卒業者に都道府県知事より栄養士資格が与えられます。

試験に  
関する  
照会先

全国栄養士養成施設協会  
【関係団体】日本栄養士会

(URL) <http://www.eiyo.or.jp/>

(URL) <http://www.dietitian.or.jp/>

## 管理栄養士 国家資格

管理栄養士は、傷病者に対する療養のための栄養指導や、健康保持・増進のための栄養教育を行うなど高度な専門的知識及び技能を要する者として位置づけられています。また、一定以上の食数を提供する施設では、管理栄養士を置くことが義務づけられています。

### ●管理栄養士になる方法

管理栄養士になるには、厚生労働大臣の指定する管理栄養士養成校で必要な知識を修得したのち、国家試験に合格することが必要です。また、栄養士免許取得後、実務経験を積むと受験資格を得ることができます。

試験に  
関する  
照会先

全国栄養士養成施設協会  
【関係団体】日本栄養士会

(URL) <http://www.eiyo.or.jp/>

(URL) <http://www.dietitian.or.jp/>

## 手話通訳士 公的資格

聴力障害者にとってのコミュニケーションの方法は、口話(相手の口元をみて言葉を読みとること)、筆談などがありますが、中心となるのは手話です。

聞こえないがために(機能障害)、情報や社会から閉ざされてしまう(社会的不利)といったことも大きな問題です。そこで手話通訳士は、手話を使ってコミュニケーションの手助けをします。

主な活動は、大会、会議、就職面接などの通訳となります。

### ●手話通訳士になる方法

受験資格は満20歳以上ならだれでも受験することができますが、手話通訳の経験が3年以上必要です。筆記、実技試験があります。



お問い  
合わせ先

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター  
〒153-0053 東京都目黒区五本木1-8-3

情報提供施設へのお問い合わせ TEL 03(6833)5004  
法人へのお問い合わせ TEL 03(6833)5001

(URL) <http://www.jyoubun-center.or.jp/>

# 福祉系の資格が取得できる県内の学校

	学校名	学部・学科	所在地	電話番号	ホームページ アドレス
大学・短大	山梨大学	医学部 看護学科	中央市下河東 1110	055-273-1111	<a href="http://www.yamanashi.ac.jp/">http://www.yamanashi.ac.jp/</a>
	山梨県立大学	看護学部 看護学科	甲府市池田 1-6-1	055-253-7780	<a href="http://www.yamanashi-ken.ac.jp/">http://www.yamanashi-ken.ac.jp/</a>
		人間福祉学部 福祉コミュニティ学科	甲府市飯田 5-11-1	055-224-5261	
		人間福祉学部 人間形成学科			
	山梨学院大学	健康栄養学部 管理栄養学科	甲府市酒折 2-4-5	055-224-1210	<a href="http://www.ygu.ac.jp/">http://www.ygu.ac.jp/</a>
	山梨学院短期大学	食物栄養科		055-224-1400	<a href="http://www.ygjc.ac.jp/">http://www.ygjc.ac.jp/</a>
		保育科			
	帝京科学大学	医療科学部 理学療法学科	上野原市ハッ沢 2525	0554-63-4411	<a href="http://www.ntu.ac.jp/">http://www.ntu.ac.jp/</a>
		医療科学部 作業療法学科			
		医療科学部 柔道整復学科			
		教育人間科学部 こども学科			
	帝京学園短期大学	保育科	山梨市上神内川 1150-1	0553-23-1240	<a href="http://www.teikyo-gjc.ac.jp/">http://www.teikyo-gjc.ac.jp/</a>
	身延山大学	仏教学部 仏教学科 福祉学専攻	南巨摩郡身延町身延 3567	0556-62-0107	<a href="http://www.min.jp/">http://www.min.jp/</a>
	健康科学大学	健康科学部 福祉心理学科	南都留郡富士河口湖町 小立 7187	0555-83-5230	<a href="http://www.kenkoudai.ac.jp/">http://www.kenkoudai.ac.jp/</a>
健康科学部 理学療法学科					
健康科学部 作業療法学科		都留市四日市場 909-2	0554-46-6600		
看護学部 看護学科					
共立高等看護学院	看護学科	甲府市飯田 3-1-35	055-228-7325	<a href="http://www.yamanashi-min.jp/krkk/">http://www.yamanashi-min.jp/krkk/</a>	
甲府看護専門学校	看護第1学科	甲府市塩部 3-1-4	055-254-3300	<a href="http://www.kofu-kango.ac.jp/">http://www.kofu-kango.ac.jp/</a>	
	看護第2学科				
	准看護学科				
富士吉田市立看護専門学校	看護学科	富士吉田市上吉田 5606-18	0555-24-8787	<a href="http://www.fymns.ac.jp/">http://www.fymns.ac.jp/</a>	
帝京山梨看護専門学校	看護学科	甲府市北口 2-15-4	055-251-4441	<a href="http://www.tei-kan.ac.jp/">http://www.tei-kan.ac.jp/</a>	
帝京福祉専門学校	介護福祉科	山梨市上神内川 77-3	0553-22-6776	<a href="http://www.ntu.ac.jp/mwc/">http://www.ntu.ac.jp/mwc/</a>	
優和福祉専門学校	介護福祉科	中巨摩郡昭和町 築地新居 374-1	055-268-6001	<a href="http://www.yuwa.ito-gakuen.ed.jp/">http://www.yuwa.ito-gakuen.ed.jp/</a>	
大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校甲府校	介護福祉学科	甲府市丸の内 2-8-8	055-236-1721	<a href="http://www.o-hara.ac.jp">http://www.o-hara.ac.jp</a>	
山梨秀峰調理師専門学校	調理師科	甲府市中町 264	055-242-2223	<a href="http://www.shuho264.com/">http://www.shuho264.com/</a>	
	専門調理技術科				

修学年数	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	保育士	看護師 准看護師	理学療法士 作業療法士	管理栄養士 栄養士	その他
4年					看護師			保健師 助産師
4年					看護師			保健師 助産師
4年	○	○	○					
4年				○				
4年							管理栄養士 栄養士	
2年							栄養士	製菓衛生師
2年				○				
4年						理学療法士		
4年						作業療法士		
4年								柔道整復師
4年				○				
2年				○				
4年	○							
4年	○		○					
4年						理学療法士		
4年						作業療法士		
4年					○			保健師
3年					看護師			
3年					看護師			
2年					看護師			
2年					准看護師			
3年					看護師			
3年					看護師			
2年		○						
2年		○						
2年		○		○				
1年								調理師
2年								調理師

## ●対象施設・養成校について

・介護職員初任者研修は24ページに掲載

## “介護福祉士” “社会福祉士” 修学資金等貸付制度

介護福祉士又は社会福祉士(以下「介護福祉士等」という。)養成校に在学し、介護福祉士等を目指し、卒業後に山梨県内において介護福祉士等の業務に従事しようとする学生に対し、修学資金等の貸付を行っています。卒業後、介護福祉士等の指定業務に継続して5年間従事することにより、貸付金の全額返還免除となります。

### ①貸付対象者

- (1)養成施設等に在学し、卒業後に県内で介護福祉士・社会福祉士として業務に従事する意思のある方。
- (2)養成校が推薦する貸付者の内、介護福祉士、社会福祉士の国家資格を取得する意思のある方。  
※通信教育での資格取得を目指す方も対象です。

### ②貸付の内容

修学資金の貸付内容は次のとおりです。

#### (1)貸付額

- ①月 額 50,000円以内
- ②入学準備金 200,000円以内(初回月に加算)
- ③就職準備金 200,000円以内(最終月に加算)  
※働きながら就学する方は、就職準備金は受けられない場合があります。
- ④介護福祉士資格取得に伴う、国家試験受験対策費用  
一年度当たり40,000円以内  
※社会福祉士は対象外となります。
- ⑤生活費加算  
月額生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額以内  
※家庭の経済状況が生活保護受給世帯の方又はこれに準ずる方が対象です。

#### (2)貸付期間

契約に定められた月から養成施設等を卒業する日の属する月まで

### ③返還金の全額免除

養成施設等を卒業してから1年以内に山梨県内において指定業務に従事して、引き続き5年間指定業務に従事したとき、貸付金全額の返還債務が免除されます。

### ④貸付金の申請

修学資金の貸付を希望する方は、所定の修学資金貸付申請書に次に掲げる書類を添えて在学する養成施設に提出して下さい。

申請書類については、以下の手順でインターネットより検索いただき、在学する養成施設にお問い合わせください。

なお、社会福祉士通信課程受講の方は、事前に本会へ連絡のうえ入学月までに申請してください。

## 介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度

介護福祉士実務者養成施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方を対象に実務者研修受講資金を貸し付け、福祉・介護人材の確保養成を図ることを目的とするものです。

### ①貸付対象者

介護福祉士実務者養成施設に在学し、将来、山梨県内において介護福祉士の業務に従事しようとする者。

### ②貸付の内容

#### 貸付額

**実務者研修受講資金として200,000円以内。(1人当たり1回限り)**

※貸付対象となる経費：実務者養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納入金のほか、参考図書、学用品、国家試験の受験手数料等

### ③返還金の全額免除

介護福祉士の資格登録後、山梨県内において介護福祉士の業務に引き続き2年間従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

### ④申請書の提出期限

実務者養成施設に在学している期間中に申請されたもののみ対象。

※養成校を卒業されている場合等、在学期間外での申請は受付できません。



山梨県社会福祉協議会ホームページ <http://www.y-fukushi.or.jp/>

働く・学ぶ

→ 修学資金の貸付 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業  
→ 介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請様式

制度に関する  
問い合わせ先

各種貸付に関する申請書等は、山梨県社会福祉協議会のホームページからダウンロードしご利用ください。

**山梨県社会福祉協議会 福祉人研修課**(山梨県福祉人材センター)

〒400-0005 山梨県甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F

**TEL 055(254)8654**

※午前9時から午後5時まで(年末年始、土曜日、日曜日、祝日はお休み)



社会福祉施設総合損害補償

# しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

## プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険)

### 1 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額			
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)		
定員	基本補償(A型)	
1~50名	35,000~61,460円	
51~100名	68,270~97,000円	
以降1名~10名増ごと	1,500円	

基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所:1,300円 通所:1,390円
-----------------	---	---

### 2 個人情報漏えい対応補償 3 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 医務室の医療事故補償
- オプション3 看護士の賠償責任補償
- オプション4 借入不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償

## プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- 入所型施設利用者の傷害事故補償
- 通所型施設利用者の傷害事故補償
- 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償  
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などは関係なく補償



## プラン3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- 施設職員の労災上乗せ補償  
☑️オプション: 使用者賠償責任補償
- 施設職員の傷害事故補償
- 施設職員の感染症罹患事故補償
- 雇用慣行賠償補償 **NEW**



## プラン4 社会福祉法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

### 社会福祉法人役員等の賠償責任補償

保険期間1年

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
 保険会社 TEL: 03(3349)5137  
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)  
 損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を経て、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
 受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)



令和2年度

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

# 全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



## 保険金額・年間保険料 (1名あたり)

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
賠償責任の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)		×	○	
年間保険料			350円	500円	

商品パンフレットは  
こちら



(ふくしの保険  
ホームページ)

団体割引 20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

### <基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

## ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

## 送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

## 福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引渡先〉損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

# 山梨県地域包括支援センター一覧

名 称	所 在 地		電話番号
	郵便番号	住 所	
甲府市東地域包括支援センター	400-0861	甲府市城東4-13-15	055-233-6421
甲府市南東地域包括支援センター	400-0815	甲府市国玉町951-1	055-223-0103
甲府市西地域包括支援センター	400-0041	甲府市上石田1-8-70	055-220-7677
甲府市南西地域包括支援センター	400-0053	甲府市大里町5315	055-220-2315
甲府市南地域包括支援センター	400-0851	甲府市住吉5-24-14	055-242-2055
甲府市北東地域包括支援センター	400-0003	甲府市塚原町359	055-252-3398
甲府市北西地域包括支援センター	400-0071	甲府市羽黒町1657-5	055-252-4165
甲府市中央地域包括支援センター	400-0031	甲府市丸の内2-9-28勤医協駅前ビル4階	055-225-2345
甲府市笛南地域包括支援センター	400-1507	甲府市下向山町910甲府市健康の杜センターアネシス内	055-266-4220
韭崎市地域包括支援センター	407-0024	韭崎市本町三丁目6-3	0551-23-4313
南アルプス市地域包括支援センター	400-0395	南アルプス市小笠原376	055-282-7339
北杜市地域包括支援センター	408-0188	北杜市須玉町大豆生田961-1	0551-42-1336
甲斐市地域包括支援センター	400-0192	甲斐市篠原2610	055-278-1693
中央市地域包括支援センター	409-3893	中央市成島2266	055-274-8558
昭和町地域包括支援センター	409-3880	中巨摩郡昭和町押越616	055-275-4815
山梨市地域包括支援センター	405-8501	山梨市小原西843	0553-22-1111
笛吹市北部長寿包括支援センター	406-0031	笛吹市石和町市部800	055-261-1907
笛吹市東部長寿包括支援センター	405-0073	笛吹市一宮町末木807-6	0553-34-8221
笛吹市南部長寿包括支援センター	406-0822	笛吹市八代町南917	055-225-3368
甲州市地域包括支援センター	404-8501	甲州市塩山上於曾1085-1	0553-32-5600
市川三郷町地域包括支援センター	409-3601	西八代郡市川三郷町市川大門1790-3	055-272-1106
富士川町地域包括支援センター	400-0505	南巨摩郡富士川町長澤2374-2	0556-22-4615
早川町地域包括支援センター	409-2732	南巨摩郡早川町高住758	0556-45-2363
身延町地域包括支援センター	409-3304	南巨摩郡身延町切石117-1中富すこやかセンター内	0556-20-4611
南部町地域包括支援センター	409-2398	南巨摩郡南部町内船4473-1	0556-64-4836
富士吉田市地域包括支援センター	403-8601	富士吉田市下吉田6-1-1	0555-22-1111
富士吉田市地域包括支援センター プ ラ ン チ す こ や か	403-0003	富士吉田市下吉田4-2-15	0555-21-1213
富士吉田市地域包括支援センター プ ラ ン チ な ご や か	403-0003	富士吉田市下吉田9-9-10	0555-21-2940
富士吉田市地域包括支援センター プ ラ ン チ ほ が ら か	403-0016	富士吉田市松山1613	0555-24-5334
富士吉田市地域包括支援センター プ ラ ン チ さ わ や か	403-0005	富士吉田市上吉田6530	0555-22-4111
都留市地域包括支援センター	402-0051	都留市下谷2516-1	0554-46-5114
大月市地域包括支援センター	401-8601	大月市大月2丁目6-20	0554-23-8034
上野原市地域包括支援センター	409-0192	上野原市上野原3163	0554-62-3128
道志村地域包括支援センター	402-0209	南都留郡道志村6181-1	0554-52-2113
西桂町地域包括支援センター	403-0021	西桂町下暮地915-7	0555-25-4000
忍野村地域包括支援センター	401-0511	南都留郡忍野村忍草1445-1	0555-20-5211
山中湖村地域包括支援センター	401-0595	南都留郡山中湖村山中237-1	0555-62-9976
鳴沢村地域包括支援センター	401-0398	南都留郡鳴沢村1575	0555-85-3081
富士河口湖町地域包括支援センター	401-0392	南都留郡富士河口湖町船津1700	0555-72-6037
小菅村地域包括支援センター	409-0211	北都留郡小菅村4698	0428-87-0111
丹波山村地域包括支援センター	409-0305	北都留郡丹波山村890	0428-88-0211

## 保健福祉事務所（保健所）

名 称	所 在 地		電話番号
	郵便番号	住 所	
中北保健福祉事務所 (中北保健所)	407-0024	韮崎市本町 4-2-4	0551-23-3443
峡東保健福祉事務所 (峡東保健所)	405-0003	山梨市下井尻 126-1	0553-20-2750
峡南保健福祉事務所 (峡南保健所)	400-0601	南巨摩郡富士川町鯉沢 771-2	0556-22-8145
富士・東部保健福祉事務所 (富士東部保健所)	403-0005	富士吉田市上吉田 1-2-5	0555-24-9032
甲府市福祉事務所	400-8585	甲府市丸の内 1-18-1	055-237-1161
富士吉田市福祉事務所	403-8601	富士吉田市下吉田 6-1-1	0555-22-1111
都留市福祉事務所	402-0051	都留市下谷 2516-1	0554-46-5112
山梨市福祉事務所	405-8501	山梨市小原西 843	0553-22-1111
大月市福祉事務所	401-8601	大月市大月 2-6-20	0554-23-8030
韮崎市福祉事務所	407-8501	韮崎市水神 1-3-1	0551-22-1111
南アルプス市福祉事務所	400-0395	南アルプス市小笠原 376	055-282-6197
北杜市福祉事務所	408-0188	北杜市須玉町大豆生田 961-1	0551-42-1111
甲斐市福祉事務所	400-0115	甲斐市篠原 2610	055-278-1691
笛吹市福祉事務所	406-0031	笛吹市石和町市部 777	055-262-1271
上野原市福祉事務所	409-0192	上野原市上野原 3832	0554-62-3115
甲州市福祉事務所	404-8501	甲州市塩山上於曾 1085-1	0553-32-5027
中央市福祉事務所	409-3893	中央市成島 2266	055-274-8544

## 公共職業安定所（ハローワーク）

名 称	所 在 地		電話番号
	郵便番号	住 所	
ハローワーク 甲府	400-0851	甲府市住吉 1-17-5	055-232-6060
ハローワーク 富士吉田	403-0014	富士吉田市竜ヶ丘 2-4-3	0555-23-8609
ハローワーク 大月	401-0013	大月市大月 3-2-17	0554-22-8609
ハローワーク 都留	402-0051	都留市下谷 3-7-31	0554-43-5141
ハローワーク 塩山	404-0042	甲州市塩山上於曾 1777-1	0553-33-8609
ハローワーク 韮崎	407-0015	韮崎市若宮 1-10-41	0551-22-1331
ハローワーク 鯉沢	400-0601	南巨摩郡富士川町鯉沢 1215	0556-22-8689
ヤングハローワーク (学生等職業相談窓口)	400-0035	甲府市飯田 1-1-20 山梨県 J A 会館 5 階	055-221-8609
山梨県求職者総合支援センター	400-0035	甲府市飯田 1-1-20 山梨県 J A 会館 5 階	055-223-1859

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会  
**山梨県福祉人材センター**

〒400-0005 甲府市北新1-2-12  
山梨県福祉プラザ4階

TEL 055-254-8654 (直通)

TEL 055-254-8610 (代表)

FAX 055-254-8614

<http://www.y-fukushi.or.jp/>

E-mail [jinzai@y-fukushi.or.jp](mailto:jinzai@y-fukushi.or.jp)

求人情報サイト

■パソコン・スマホ版

**福祉のお仕事**

福祉のお仕事 検索



<http://www.fukushi-work.jp/>



LINEの友だち追加から  
ID検索またはQRコードで登録  
**@y-fukushi**



Facebookもチェック



山梨県社会福祉協議会



**ふくしの仕事ガイドブック**

発行

社会福祉法人

山梨県社会福祉協議会

山梨県福祉人材センター



■バスご利用の方  
JR甲府駅北口より  
塚原行、千代田湖行、上帯那行  
HANAZONOホスピタル行バスで10分  
山梨県福祉プラザ(停留所)下車

